令和５年度学校における働き方改革実施計画

伊丹市教育委員会

１　現状と課題

学校における働き方改革については、中央教育審議会で議論が行われ、平成３１年１月２５日に答申が取りまとめられた。文部科学省では、答申の具体化に向け、各種施策が講じられている。

伊丹市においては、平成３０年８月「学校における働き方改革基本方針」を策定し、取組を行ってきた。その結果、令和２年度には、取組を始めた平成３１年度比で約２割の時間外勤務の削減が達成できた。令和３年４月には基本方針を改訂し、さらなる取組を進めている。

令和４年度※の主幹教諭・教諭の時間外勤務は、小・中学校で前年よりやや減となったものの、特別支援・高等学校、幼稚園ではやや増となった。小学校においては、時間外勤務月４５時間以上の者は３割以上削減され、「月４５時間以上の者を１割削減」の目標を達成したが、中学校においては、時間外勤務月６０時間以上の者は約１割増加し、「月６０時間以上の者を１割削減」の目標は達成できなかった。業務改善の取組の効果が表れてきたことや、定時退勤日や留守番電話の活用など教職員の意識改革が進んだことが減の要因として考えられる一方、社会的にウィズコロナへの移行が進む中、学校行事や部活動が本格的に再開されてきたことが増の要因として考えられる。

教頭の時間外勤務は昨年度に比べ大きく減少し、「１ヶ月平均５時間以上縮減」の目標を達成した。これに関しては、業務改善の諸施策が実を結びつつあるためと考えられる。

依然として小・中学校教頭及び中学校主幹教諭・教諭の時間外勤務が月４５時間を大きく越えていることをはじめとした課題が残っている。

現状を踏まえ、教職員が心身ともに健康で、情熱とやりがいをもち、子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、伊丹市教育委員会と各学校が連携して働き方改革を継続し、持続可能な学校運営体制を構築していく必要がある。

※令和５年２月末現在

２　目標

教頭及び主幹教諭・教諭の時間外勤務を以下のとおり削減する。

（１）教頭

時間外勤務を１ヶ月平均５時間以上縮減する。

（２）幼・小・特別支援・高等学校教諭・主幹教諭

時間外勤務月４５時間以上の者を１割削減する。

（３）中学校教諭・主幹教諭

時間外勤務月４５時間以内を目指す一段階として、時間外勤務月６０時間以上の者を１割削減する。

３　重点的取組

（１）学校における業務改善

○教職員が担う業務の明確化・適正化

・主幹教諭・ミドルリーダーを活用する。　頭

○教頭事務処理の改善　頭

・管理職マニュアルの活用や電子メールルールの運用、文書事務に係る改善等を通して、教頭事務処理の改善を図る。

○ＩＣＴを活用した業務の効率化

・学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進する。

・グループウェアを活用し、事務処理や連絡に係る時間を削減する。　頭

・健康診断票の電子化を推進する。

・スポーツクラブ２１および学校施設開放利用団体等への送付文書の一部を e-mail により送付する。

・卒業証書台帳作成に校務支援システム等のデータを活用し、作業時間を削減する。

・ＡＩ採点システムを大規模校に導入し、作業時間を削減する。　中

○研修会や出張の縮減

・担当者会の精選、オンラインでの実施を進める。

・校内研究やＩＣＴ活用のためのアウトリーチ研修や支援を実施する。

○学校徴収金等業務の適正化

・ネットバンキング導入校の事例を市内で共有し、スムーズな移行を支援する。

・日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きを効率化する。

○部活動改革に向けた検討　中

・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）に基づき、「伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会」において、関係団体との連携のもと、段階的に休日における部活動の地域移行を図る。

（２）学校の体制強化

○専門スタッフ等の配置の充実と総合的な最適化

・事務補助の職務を見直し、学校の体制強化を推進する。　頭

・ＩＣＴ支援員を配置し、学校のＩＣＴ活用を支援する。

・部活動において外部コーチを活用する。　中

○事務職員の校務運営への参画の拡大　頭

・「伊丹市立小・中・特別支援学校事務職員の職務に関する基本要綱」に基づき、事務職員の学校運営への参画を推進する。

・共同学校事務についての要項を策定し、推進する。

○不登校対策支援員の配置

・小学校に不登校対策支援員を配置し、不登校及び不登校傾向にある児童への支援体制の強化を図り、担任等の負担を軽減する。

○地域との連携

・学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を進めることにより学校運営に必要な支援を継続、定着させる。

・学校支援ボランティアの活動が、学校の求めるものに直結するよう、体制づくりを進める。

（３）教職員の意識改革

○勤務時間外対応の削減

・勤務時間終了後の留守番電話の設定時刻を早める。特に定時退勤日における設定時刻を早めることに取り組む。

○休暇・休業取得促進

・有休取得について令和４年の取得状況を分析し、引き続き令和３年比１日増を目指した取組を各校で実施する。

○教職員の意識改革のための啓発

・時間外勤務が多い教職員を対象に管理職による面談および産業医面談を実施し支援体制を整えるとともに、タイムマネジメントを意識した働き方を推進する。

・出勤時刻、退勤時刻のより客観的な把握のための仕組み作りに取り組む。